（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第九条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）	（令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）
第五十四条　令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。	**第五十四条**　令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付、複数事業労働者障害給付及び障害給付	九　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付
十～十二　（略）	十～十二　（略）

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（帳簿の備付け）	（帳簿の備付け）
第二条の七　法第三十八条第三項の規定により準用する徴収法第三十六条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。	**第二条の七**　法第三十八条第三項の規定により準用する徴収法第三十六条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。
一　一般拠出金事務の処理を委託している労災保険適用事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険事務等処理委託事業主名簿	一　一般拠出金事務の処理を委託している労災保険適用事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険事務等処理委託事業主名簿
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　当該事業に使用する第一種特別加入者（徴収則第二十一条第一項に規定する第一種特別加入者をいう。次号ヘにおいて同じ。）、第二種特別加入者（徴収則第二十二条第一項に規定する第二種特別加入者をいう。同号ヘにおいて同じ。）及び第三種特別加入者（徴収則第十八条の二第一項に規定する第三種特別加入者をいう。同号ヘにおいて同じ。）に関する事項	ホ　当該事業に使用する第一種特別加入者（徴収則第二十一条第一項に規定する第一種特別加入者をいう。次号ヘにおいて同じ。）、第二種特別加入者（徴収則第二十二条第一項に規定する第二種特別加入者をいう。同号ヘにおいて同じ。）及び第三種特別加入者（徴収則第十八条の二に規定する第三種特別加入者をいう。同号ヘにおいて同じ。）に関する事項
二　（略）	二　（略）

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第十一条　生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　法別表第一の二の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。	**第二条**　法別表第一の二の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　労働者災害補償保険法第二十条の四第一項の規定により支給される複数事業労働者休業給付	（新設）
五　労働者災害補償保険法第二十条の五第一項の規定により支給される複数事業労働者障害給付（同条第二項の複数事業労働者障害年金に限る。）	（新設）
六　労働者災害補償保険法第二十条の六第一項の規定により支給される複数事業労働者遺族給付（同条第二項の複数事業労働者遺族年金に限る。）	（新設）